

別表第2（第6条関係）

区分	農業近代化資金利子補給承認申請書添付書類
個人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 借入申込書（第10号様式の1）（写）</li> <li>2 経営改善資金計画書（個人）（写）（同計画書に添付された書類を含む）</li> <li>3 施設の場合……設計書（図面を含む）及び見積書（写）</li> <li>4 農機具等の場合……見積書（カタログを含む）（写）</li> <li>5 果樹等の場合……見積書等必要額を明らかにする書類（写）</li> <li>6 家畜の場合……見積書等必要額を明らかにする書類（写）</li> <li>7 長期運転資金の場合……見積書等必要額を明らかにする書類（写）</li> <li>8 特定の農家住宅の場合               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 農業振興地域、過疎地域、振興山村地域のいずれかの地域内において農業の経営を行うものであることを証する当該市町村長の証明書</li> <li>(2) 農業生産に伴って生ずる公害防止のために移転するとき……当該市町村長の証明</li> <li>(3) 土地改良法に規定する事業の実施に伴い移転するとき                   <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 事業認可書の（写）または確定通知書の（写）</li> <li>イ 事業主体の証明</li> <li>ウ 移転する農業者に補償費等が支払われる場合は補償契約書の（写）及び補償額を記載した事業主体の証明</li> </ol> </li> <li>(4) 農業後継者の婚姻のための住宅                   <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 婚姻の相手方が定まった時から婚姻関係の成立前……農業後継者調書（第11号様式）</li> <li>イ 婚姻関係の成立後                       <ol style="list-style-type: none"> <li>(ア) 婚姻届出済の場合……戸籍抄本（写）</li> <li>(イ) 婚姻届未済の場合……事実関係を証する書面</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> </li> <li>9 補助残融資に係るもの……補助事業計画書（写）</li> <li>10 地域農業確立総合資金関係……地域農業確立総合資金に関する融資事業計画（写）</li> <li>11 その他参考になる書類</li> </ol>
団体	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 借入申込書（写）               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 個人利用の場合……借入申込書（第10号様式の1）（写）</li> <li>(2) 共同利用の場合……農業近代化資金借入申込書（第10号様式の2）（写）</li> </ol> </li> <li>2 経営改善資金計画書（法人）（写）（同計画書に添付された書類を含む）（個人利用の場合のみ添付）</li> <li>3 定款（総合農協を除く）（写）</li> <li>4 業務方法書、規約又はこれに準ずるもの（必要に応じ添付のこと）（写）</li> <li>5 最近年度の業務報告書及び事業計画書（写）</li> <li>6 総会議事録（事業の承認状況）（写）及び理事会等議事録（写）</li> <li>7 融資事業計画書……年間収支試算表、概ね5年以上7年未満（共同利用の場合のみ添付）</li> <li>8 その他個人の欄に掲げる関係書類を添付すること。</li> </ol>
個人・団体共通	その他必要な書類

※借入申込書については、クイック融資による貸付けの場合は、「クイック融資による農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金の融資手続き等について（平成19年3月30日付け18経営第7836号農林水産省経営局長通知）」の借入申込書（様式3）（写）とする。

※設計書、見積書及び各種証明書等については、原則として有効期限内又は作成から3ヶ月以内を有効とする。